

あおば災害ネット



あおば災害ネットとは

災害発生時に一人では避難が困難な高齢者や障害者（要援護者）の安否確認や避難誘導などが、近隣の助け合いにより行えるよう、あらかじめ要援護者の情報を地域が共有するためのシステムです。登録は希望者からの申込制です。なお、お住まいの地域の自主防災組織（自治会・町内会など）が情報共有方式*を選択した場合、申し込みによらず、要援護者を訪問することがあります。

*情報共有方式 区役所から対象者に事前通知し、個人情報の提供を拒否しなかった要援護者の名簿を自主防災組織に提供する方式。

平常時に行うこと（登録と情報共有）

【登録】

- ① 地域の担当民生委員にお申し込みください。
担当民生委員がわからない時は、福祉保健課運営企画係（Tel 978-2433）へ連絡してください。
- ② 民生委員が希望者の自宅を訪問し、民生委員と相談しながら、要援護者の情報登録のための「支えあいカード」を作成します。

【情報共有】

作成した「支えあいカード」は民生委員がお預かりして、元本を区役所が保管し、写しを自治会・町内会、地域防災拠点（小中学校避難場所）、民生委員が厳重に管理します。なお、自治会・町内会では災害時に備えて普段から地域で情報を共有する目的で、このカードに記載された内容のうち必要最小限の情報（氏名・住所など）を地域の防災関係者に提供することがあります。



災害発生時

災害発生時には、自治会・町内会、地域防災拠点が、「支えあいカード」をもとに、可能な範囲で安否確認や避難支援を行います。

*「あおば災害ネット」は近隣の助け合いによるシステムのため、災害時に可能な範囲で支援を行うものであり、必ずしも支援を保障するものではありません。

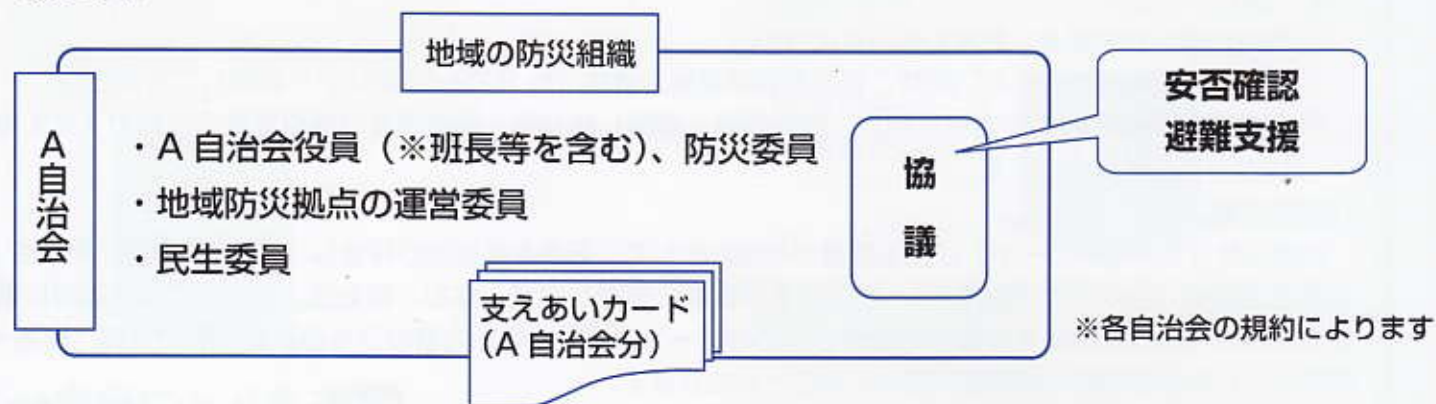


あおば災害ネット で把握

地域の防災組織で活用 できます。

自治会の役員や防災委員、地域防災拠点の運営委員、民生委員などで構成される地域の防災組織で、「あおば災害ネット」登録者の情報（支えあいカード）を共有するなどして、災害に備えた安否確認や避難支援等の役割分担を協議するために活用できます。

次のような例を参考にそれぞれの地域に合った活用方法をぜひご検討ください。



例1 登録者の情報を集約表にまとめることが

できます。



「あおば災害ネット」登録者の状況を町内会の役員や民生委員などでより簡単に把握できるよう、支えあいカードの情報をまとめた集約表の作成に活用できます。

例2 登録者の情報入りの地図を作製 できます。

災害時には、地図を見ながら、自治会で手分けして安否確認や避難誘導を行うことができるよう、「あおば災害ネット」登録者全員の住居の位置を記した地図の作製に活用できます。



した情報は

こんな活用もできます。

例3 登録者の自宅を実際に確認 できます。



あらかじめ町内会の役員や民生委員などが「あおば災害ネット」登録者の自宅を実際に確認したり、登録者との顔合わせなどに活用できます。

例4 防災訓練に活用 できます。

防災訓練で「あおば災害ネット」登録者の安否確認や避難の手助け等を想定した訓練に活用できます。



青葉区では「あおば災害ネット」の登録者に「あんしん情報ボトル」を配付します。

「あんしん情報ボトル」はプラスチック製の筒で、中に「支えあいカード」の本人控えを入れて、冷蔵庫で保管します。災害時にはボトル内の情報を避難の際に役立てます。



「あんしん情報ボトル」はこんな活用方法もあります。

保険証のコピー、「かかりつけ医」の診察券のコピー、お薬手帳のコピー、緊急連絡先なども一緒に保管します。こうすることで災害時だけではなく急病などの際に、救急隊が活用することもできます。「かかりつけ医」などの医療情報があれば、搬送先の病院との調整に役立ちます。

あおば災害ネットへの登録は希望者からの申込制です。

高齢者の一人暮らし、高齢者のみの世帯、家族が働いていて日中は一人、認知症がある、障害がある等、災害時の避難に不安を感じている方はあおば災害ネットに登録することができます。お気軽に地域の民生委員または区役所までお問い合わせください。

地震発生時の一般的な避難についてのフロー図

地震発生

地震時3原則

- ①身の安全の確保
- ②火の始末
- ③となり近所の助け合い

火災・倒壊
などの危険
がないとき

自宅にとどまる



避難する

いつとき 避難場所

一時的に避難する場所で近隣の公園・空き地など、あらかじめ地域で決められた場所

広域 避難場所

大火災による熱・煙から、身を守るため避難する場所

自宅では
生活できない

避難する


地域防災拠点

- ・食料、水、救援物資の配付場所
- ・家が倒壊した方等の一時的な生活場所
- ・生活情報の提供場所

地域防災拠点での避難
生活が困難な要援護者

福祉避難所 ※状況に応じて開設されます

- ・地域ケアプラザ、特別養護老人ホーム等

※あおば災害ネットは主に  の部分を近隣の助け合いにより行うためのシステムです。

○あおば災害ネットのお問い合わせは

・民生委員に関することは

福祉保健課運営企画係 (TEL: 978-2433 FAX: 978-2419)

・地域防災拠点や防災に関することは

総務課庶務係 (TEL: 978-2213 FAX: 978-2410)

・福祉・介護サービス等に関することは

高齢・障害支援課高齢・障害事務係 (TEL: 978-2444 FAX: 978-2427)

※このシステム自体のお問い合わせは、どの担当でも承ります。